



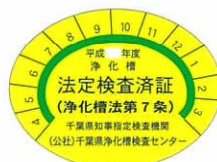
法定検査を受けましょう

浄化槽の使用者は、浄化槽が正しく機能しているかどうか、使用開始後及び1年毎に法定検査を受けましょう。
浄化槽の法定検査を正当な理由なく受けないときは、30万円以下の過料に処せられることがあります。

- 7条検査 使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に受けなければなりません。
この検査は、浄化槽の設置工事、保守点検等が適正に行われているかどうかを確認するためのものです。
- 11条検査 7条検査実施1年後から年1回受けなければなりません。
この検査は、保守点検、清掃が適正に行われ、浄化槽が所期の機能を発揮しているかどうかを確認するためのものです。
- 11条BOD検査 一戸建て住宅で10人槽以下の浄化槽については、原則としてBOD検査を主体とした新方式の検査を実施しております。

人槽区分 \ 種類	法第7条検査	法第11条検査	
	設置後の水質検査	定期検査	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
10人槽以下	10,000円	5,000円	5,000円
11人槽～20人槽	14,000円	8,000円	10,000円
21人槽～50人槽	15,000円	9,000円	11,000円
51人槽～100人槽	18,000円	12,000円	14,000円
101人槽～300人槽	20,000円	14,000円	16,000円
301人槽～500人槽	22,000円	16,000円	18,000円
501人槽以上	26,000円	20,000円	22,000円

※注 1.人槽とは浄化槽の大きさで、使用人数ではありません。2.単独処理浄化槽とは、し尿だけを処理する浄化槽です。
3.合併処理浄化槽とは、し尿と雑排水をあわせて処理する浄化槽です。



浄化槽関係の窓口

機 関 名	担当窓口	電話番号・FAX	所 在 地	所管区域
千葉県環境生活部 水 質 保 全 課	浄 化 槽 班	電話 043-223-3813 FAX 043-222-5991	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	市原市
葛南地域振興事務所	地域環境保全課	電話 047-424-8092 FAX 047-421-1590	〒273-8560 船橋市本町1-3-1	市川市、習志野市、八千代市 浦安市
東葛飾地域振興事務所	地域環境保全課	電話 047-361-4048 FAX 047-361-4098	〒271-8560 松戸市小根本7	松戸市、野田市、流山市 我孫子市、鎌ヶ谷市
印旛地域振興事務所	地域環境保全課	電話 043-483-1447 FAX 043-486-7570	〒285-8503 佐倉市鍋木仲田町8-1	成田市、佐倉市、四街道市、八街市 印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取地域振興事務所	地域環境保全課	電話 0478-54-7505 FAX 0478-52-5529	〒287-8502 香取市北3-1-3	香取市 神崎町、多古町、東庄町
海匠地域振興事務所	地域環境保全課	電話 0479-64-2825 FAX 0479-63-9898	〒289-2504 旭市二1997-1	銚子市、旭市、匝瑳市
山武地域振興事務所	地域環境保全課	電話 0475-55-3862 FAX 0475-55-6279	〒283-0006 東金市東新宿1-11	東金市、山武市、大網白里市、 九十九里町、芝山町、横芝光町
長生地域振興事務所	地域環境保全課	電話 0475-26-6731 FAX 0475-26-6733	〒297-8533 茂原市茂原1102-1	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村 白子町、長柄町、長南町
夷隅地域振興事務所	地域環境保全課	電話 0470-82-2451 FAX 0470-82-4164	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻14	勝浦市、いすみ市 大多喜町、御宿町
安房地域振興事務所	地域環境保全課	電話 0470-22-8711 FAX 0470-22-0074	〒294-0045 館山市北条402-1	館山市、鴨川市、南房総市 鋸南町
君津地域振興事務所	地域環境保全課	電話 0438-23-2285 FAX 0438-23-2287	〒292-8520 木更津市貝淵3-13-34	木更津市、君津市、富津市 袖ヶ浦市
千葉市環境局	環境事業部収集業務課	電話 043-245-5252 FAX 043-245-5477	〒260-0026 千葉市中央区千葉港1-1	千葉市
船橋市環境部	環 境 衛 生 課	電話 047-436-2444 FAX 047-436-2448	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	船橋市
柏市環境部	環 境 政 策 課	電話 04-7167-1695 FAX 04-7163-3728	〒277-8505 柏市柏5-10-1	柏市

浄化槽設置(変更)届・使用開始報告書・管理者変更報告書・維持管理報告書等の提出先

もっと知りたい 浄化槽のいろいろ

浄化槽は生きています

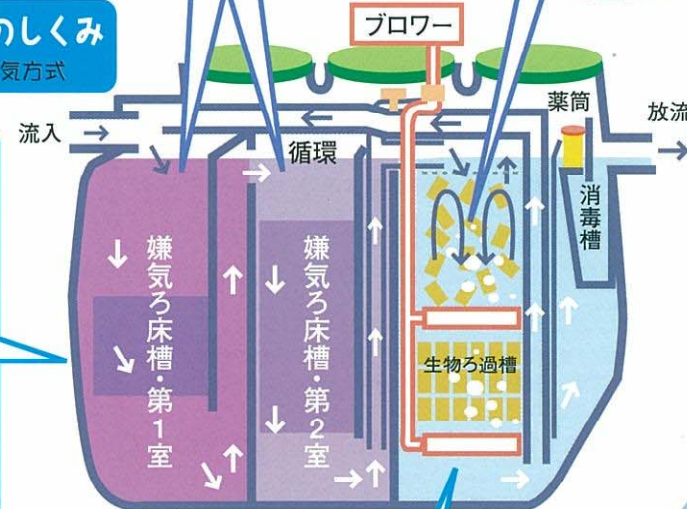


浄化槽は
微生物の働きで
浄化しています

合併処理浄化槽のしくみ
嫌気ろ床触媒方式

台所やトイレから流れる汚れた水には多くの有機物が含まれています。
浄化槽の中では、微生物が有機物を食べて分解して、きれいな水にします。
汚れた水をきれいにする主役は微生物たちです。
浄化槽はその微生物が活発に活動できるようにして、水をきれいにするために作られた装置です。
何でも流してしまうと、浄化槽で働いている微生物が食べきれない汚れが川に流れてしまうよ！

嫌気ろ床槽は固形分の沈殿・分離とともに嫌気性微生物が汚れを分解します。



生物ろ過槽はブロワーから送り込まれる酸素が十分にある状態で増殖した好気性微生物が汚れを活発に分解します。

千葉県浄化槽推進協議会 千葉県浄化槽団体連絡協議会

設置工事に関すること	一般社団法人 千葉県浄化槽協会	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-1 TEL 043-246-2355 http://www.chijokyo.or.jp/
保守点検及び清掃に関すること	一般社団法人 千葉県環境保全センター	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-1 TEL 043-245-4222 http://www.kankyohozen.com/
法定検査に関すること	公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-1 TEL 043-246-6283 http://cjks.jp

※千葉県浄化槽推進協議会とは、千葉県内の市町村(浦安市・習志野市・松戸市・南房総市を除く)で構成し、浄化槽の普及、設置、保守点検及び清掃の適正化等を図り、もっと生活領域の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする団体です。

※千葉県浄化槽団体連絡協議会とは千葉県内の浄化槽3団体で構成され、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び法定検査が適正に行われることを推進しています。